

「外貨MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款」の一部変更について

平成30年8月1日  
岡地証券株式会社

（下線部分変更）

新	旧								
<p>（契約の申込み）</p> <p>第2条 お客様は、次に掲げるコースの契約を申込みことができます。</p> <table border="1" data-bbox="145 533 778 801"> <thead> <tr> <th>申込みコース</th> <th>買付ける有価証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドが運用する「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト U.S.ドルMMFコース」</td> <td>ノムラ・U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド・受益証券（ルクセンブルク籍オープンエンド契約型外国投資信託）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 外国証券取引口座を設定されていないお客様は、証券総合取引口座の開設及び外国証券取引口座約款に基づく口座の設定が必要となります。</p>	申込みコース	買付ける有価証券	ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドが運用する「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト U.S.ドルMMFコース」	ノムラ・U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド・受益証券（ルクセンブルク籍オープンエンド契約型外国投資信託）	<p>（契約の申込み）</p> <p>第2条 お客様は、次に掲げるコースの契約を申込みことができます。</p> <table border="1" data-bbox="810 533 1444 801"> <thead> <tr> <th>申込みコース</th> <th>買付ける有価証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドが運用する「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト U.S.ドルMMFコース」</td> <td>ノムラ・U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド・受益証券（ルクセンブルク籍オープンエンド契約型外国投資信託）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>お客様は、当社所定の外貨MMF口座設定申込書に必要事項を記入・押印（届出印鑑）のうえ当社に提出することによって当該取引を申し込むものとします。</u></p> <p>3 <u>本契約が締結されたときは、当社は直ちに外貨MMF累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設定します。</u></p> <p>4 <u>外国証券取引口座を設定されていないお客様は、外国証券取引口座約款に基づく口座の設定が必要となります。</u></p>	申込みコース	買付ける有価証券	ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドが運用する「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト U.S.ドルMMFコース」	ノムラ・U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド・受益証券（ルクセンブルク籍オープンエンド契約型外国投資信託）
申込みコース	買付ける有価証券								
ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドが運用する「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト U.S.ドルMMFコース」	ノムラ・U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド・受益証券（ルクセンブルク籍オープンエンド契約型外国投資信託）								
申込みコース	買付ける有価証券								
ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドが運用する「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト U.S.ドルMMFコース」	ノムラ・U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド・受益証券（ルクセンブルク籍オープンエンド契約型外国投資信託）								
<p>（解 約）</p> <p>第8条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されます。</p> <p>(1) お客様から解約の申出があったとき</p> <p>(2) 当社が外貨MMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>(3) 本契約に係る外貨MMFが償還されたとき</p> <p>(4) 合理的な理由に基づき、当社がお客様に対して一定の猶予期間をおいて本契約の全部又は一部の解約を申出たとき</p> <p>2 本契約の全部又は一部が解約されたときは、当社は遅滞なく保管中の外貨MMF及び果実を第7条に準じてお客様に返還します。</p>	<p>（解 約）</p> <p>第8条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されます。</p> <p>(1) お客様から解約の申出があったとき</p> <p>(2) 当社が外貨MMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>(3) 本契約に係る外貨MMFが償還されたとき</p> <p>(4) 合理的な理由に基づき、当社がお客様に対して一定の猶予期間をおいて本契約の全部又は一部の解約を申出たとき</p> <p>2 本契約の全部又は一部が解約されたときは、当社は遅滞なく保管中の外貨MMF及び果実を第8条に準じてお客様に返還します。</p>								
<p>（届出事項の変更）</p> <p>第9条 当社への届出事項等に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただけます。</p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は本人確認書類等を提出していただくことがあります。</p>	<p>（申込事項の変更）</p> <p>第9条 <u>申込書の記載事項等に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただけます。</u></p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は本人確認書類等を提出していただくことがあります。</p>								

以 上